れる場合に限り算定する。

Ｊ０７０　頬骨骨折観血的整復術　15,090点

Ｊ０７０－２　頬骨変形治癒骨折矯正術　38,610点

Ｊ０７１　下顎骨折非観血的整復術　1,240点

注　連続した歯に対して三内式線副子以上の結紮法を行った場合は、650点を所定点数に加算する。

Ｊ０７２　下顎骨折観血的手術

1　片側　13,000点

2　両側　27,320点

Ｊ０７２－２　下顎関節突起骨折観血的手術

1　片側　28,210点

2　両側　47,020点

Ｊ０７３　口腔内軟組織異物（人工物）除去術

1　簡単なもの　30点

2　困難なもの

イ　浅在性のもの　680点

ロ　深在性のもの　1,290点

3　著しく困難なもの　4,400点

Ｊ０７４　顎骨内異物（挿入物を含む。）除去術

1　簡単なもの

イ　手術範囲が顎骨の２分の１顎程度未満の場合　850点

ロ　手術範囲が全顎にわたる場合　1,680点

2　困難なもの

イ　手術範囲が顎骨の３分の２顎程度未満の場合　2,900点

ロ　手術範囲が全顎にわたる場合　4,180点

Ｊ０７５　下顎骨形成術

1　おとがい形成の場合　6,490点

2　短縮又は伸長の場合　25,660点

3　再建の場合　43,300点

4　骨移動を伴う場合　54,210点

注１　２については、両側を同時に行った場合は、3,000点を所定点数に加算する。

２　４については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、先天異常の患者に対して行われる場合に限り算定する。

Ｊ０７５－２　下顎骨延長術

1　片側　25,660点

2　両側　40,150点

Ｊ０７６　顔面多発骨折観血的手術　39,700点

Ｊ０７７　顎関節脱臼非観血的整復術　410点

Ｊ０７８　顎関節脱臼観血的手術　26,210点

Ｊ０７９　顎関節形成術　40,870点

Ｊ０８０　顎関節授動術

1　徒手的授動術

イ　パンピングを併用した場合　990点

ロ　関節腔洗浄療法を併用した場合　2,000点

2　顎関節鏡下授動術　8,770点

3　開放授動術　25,100点

Ｊ０８１　顎関節円板整位術

1　顎関節鏡下円板整位術　20,690点

2　開放円板整位術　27,300点

Ｊ０８２　歯科インプラント摘出術（１個につき）

1　人工歯根タイプ　460点

2　ブレードタイプ　1,250点

3　骨膜下インプラント　1,700点

注　骨の開さくを行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。

Ｊ０８３　顎骨インプラント摘出術

1　２分の１顎未満の範囲のもの　2,040点

2　２分の１顎以上の範囲のもの　6,270点

Ｊ０８４　創傷処理

1　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル未満）　1,250点

2　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　1,680点

3　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）

イ　頭頸部のもの（長径20センチメートル以上のものに限る。）　7,170点

ロ　その他のもの　2,000点

4　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル未満）　470点

5　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　850点

6　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,320点

注１　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。

２　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。

３　汚染された挫創に対して区分番号Ｊ０８５に掲げるデブリードマンを行った場合は、当初の１回を限度として100点を所定点数に加算する。

Ｊ０８４－２　小児創傷処理（６歳未満）

1　筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル未満）　1,250点

2　筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル以上５センチメートル未満）　1,400点

3　筋肉、臓器に達するもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　1,850点

4　筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）　2,860点

5　筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満）　450点

6　筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル以上５センチメートル未満）　500点

7　筋肉、臓器に達しないもの（長径５センチメートル以上10センチメートル未満）　950点

8　筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）　1,450点

注１　切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。

２　真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。

３　汚染された挫創に対して区分番号Ｊ０８５に掲げるデブリードマンを行った場合は、当初の１回を限度として100点を所定点数に加算する。

Ｊ０８５　デブリードマン

1　100平方センチメートル未満　1,020点

2　100平方センチメートル以上３,000平方センチメートル未満　2,990点